

## 3 - 7 青色申告者

(単位 人)

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
100万円以下	10,308	112	3,285	13,705
150 "	17,703	379	8,617	26,699
200 "	20,753	614	12,793	34,160
250 "	19,644	708	14,217	34,569
300 "	16,869	716	13,647	31,232
400 "	24,545	1,245	24,046	49,836
500 "	15,139	898	20,232	36,269
600 "	9,273	603	16,694	26,570
700 "	5,682	340	13,632	19,654
800 "	3,702	185	11,337	15,224
1,000 "	4,374	169	16,901	21,444
1,200 "	2,497	53	10,887	13,437
1,500 "	2,645	24	10,299	12,968
2,000 "	3,068	13	9,224	12,305
3,000 "	2,849	5	7,676	10,530
5,000 "	2,072	-	4,664	6,736
5,000万円超	1,032	-	2,608	3,640
計	162,155	6,064	200,759	368,978
15年分	158,341	5,424	195,102	358,867
14 "	162,276	4,881	193,714	360,871
13 "	176,004	4,213	194,647	374,864
12 "	188,881	4,929	192,651	386,461

調査対象等 : 平成16年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布状況を示した。

用語の説明 : 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。